

「年金受給」に必要な加入期間が「25年→10年」へ 何がどう変わる？

2017/05/05 Written by ZUU online 編集部

2017年8月から年金の受給資格期間が25年から10年に短縮される。これまで頑なに25年の支払いを求めてきた政府が要件を緩和した背景に何があるのか、また、この短縮で何が変わるのだろうか。

老齢年金の受給要件緩和 資格期間が「25年から10年」へ短縮

日本の年金制度は複層構造をしており、国民年金の「老齢基礎年金」の受給資格が得られないと「老齢厚生年金」等も受給できないようになっている。そして、老齢基礎年金の受給要件として25年という受給資格期間が定められていた。そのため、25年の受給資格期間がないと、年金は1円ももらえないということになっていた。

しかし、この受給資格期間については、あまりに長すぎるとの批判があった。というのも、ずっと年金保険料を未納だったため、今後どれだけ保険料を支払っても年金を受け取れないという人に対して、保険料を納付するよう要求することは酷だからだ。

これに対して、政府は年金保険料の納付は社会保障制度の根幹であって、払えるときに払えば良いというものではなく義務であるから、25年という期間は長くないと主張してきた。

しかし、国民年金保険料の納付率が62.4%（平成28年4月～平成28年12月分）と低水準の中、これ以上納付率が下がることは避けなければならなかった。そこで、未納者に対する強制執行を強化すると共に、25年の年金受給要件を満たさない人からの納付を促進するため10年に要件を緩和したのだ。

もちろん、その背景には少子高齢化によって年金受給者が増え、年金負担者が減るという構造的問題がある。日本の公的年金制度は、支払われた年金保険料をそのまま年金受給者に支払うというものであるため、人口構成が逆ピラミッドになると、年金を支払うためには多くの保険料を集めなければならなくなる。

1円でも多く保険料を集めたいというのが政府の本音だ。また、年金が払われないと結局は生活ができなくなって生活保護が申請されることになる。そうなると、その負担は全額税金ということになるから、財政事情はより厳しくなる。なので、消費税を増税し、無年金者が大量発生することをできるだけ回避したいというのが政府の狙いだ。

年金保険料の「納付期間が25年に満たない人」が対象

受給資格期間が25年から10年に短縮されることで、影響を受ける人は、年金保険料の納付期間が25年に満たない人である。25年に満たないため年金をもらえなかった人が、10年に緩和されることで、10年の要件を満たせば、年金を受け取れるようになるからだ。

なお、この期間には「免除期間」や「カラ期間」も含まれる。「免除期間」とは、失業等で

保険料を納付できない場合に年金事務所に免除申請し承認された期間で、「カラ期間」とは、たとえば海外に居住しているなどして保険料の納付が義務づけられていない期間だ。この要件緩和によって、約 64 万人 が新たに年金を受けられるようになる見通しだ。

具体的な手続きとしては、日本年金機構から 2017 年 8 月 1 日の時点で、受給資格期間が 10 年以上～25 年未満の人には、「年金請求書」と「案内」が送付されるので、年金事務所で手続きをすることになる。

老齢年金、受け取れる金額の計算方法は？

受け取れる年金額は、保険料を納付した期間によって変わってくるので、その期間が短い場合には非常に少なくなってしまう。国民年金の場合、20 歳～60 歳までの 40 年間全額納付した場合、年金額は 77 万 9300 円 (平成 29 年度)となる。これより短い場合には、その期間に応じて支払われることになるので、計算式は、「77 万 9300 円×保険料納付期間(月数)÷480 か月」となる。これに 10 年間をあてはめると、「77 万 9300 円×120 か月÷480 か月」=19 万 4825 円となる。

10 年に満たない人は？ 任意加入制度、後納制度の活用を

上記の例は、10 年以上年金保険料を支払っている人だが、10 年にも満たない人はどうすればよいのか。

50 歳未満の人は仮にこれまで年金保険料を支払っていなかったとしても、これから先年金保険料を支払えば 10 年を超えるから問題はない。50 歳を超える場合でも、これまでに納付期間があれば、10 年に不足する年数について年金保険料を支払えば年金を受け取ることができる。たとえば、過去に 5 年間納付期間があり、現在 53 歳である場合には、これから年金保険料を支払っていけば 10 年は超える。

問題は、現在 60 歳で過去の納付期間がたとえば 5 年しかないという場合である。この時は「任意加入制度」を利用することができる。任意加入制度とは、65 歳未満であれば受給資格期間が足りない人や、年金額を増やしたい人のために設けられた制度である。この制度を利用することで、不足期間を埋められれば、年金を受給できるようになる。また、受給資格期間を満たしていない場合には、さらに 70 歳まで任意で加入することができる。

その他、「後納制度」というのがある。これは、過去 5 年以内に国民年金の保険料を納め忘れた人が、平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの間に限り、年金保険料を納めることができるという制度である。

なお、生活保護を受けている場合、年金受給分の金額が減額され、支給も生活保護が毎月であるところ、年金は 2 か月に 1 度になってしまう点は不利に作用する。この点については注意が必要だ。

保険料がまたムダに!? こんなに変わらない厚生省

と年金機構の体質

年金「支給年齢」引き上げ検討のウラ側

「週刊現代」2017年5月6日・13日合併号より

厚生労働省年金局による「洗脳工作」が、はじまりつつあるようだ。少子高齢化によって年金財政が逼迫している、との御定まりの理由で、年金の支給年齢を、現在の65歳からさらに引き上げるための世論工作である。

追い風となっているのが、日本老年学会による高齢者の定義の変更だ。これまで高齢者とされてきた65歳は、まだまだ元気で働ける現役世代と位置づけ、75歳以上を高齢者と定義し直した。おかげで、年金の支給開始年齢について議論する、格好のとば口ができたわけである。

早速、働き方改革を議論している自民党の「プロジェクトチーム」は、支給年齢を引き上げる方向で年金局に検討を求めたという。

厚生年金の支給開始年齢の引き上げは、過去、'00年の法改正で、60歳から65歳への段階的な引き上げが決められている。

「この引き上げは、来年ようやく完了する。それを待たずに、いまから70歳引き上げへの地均しに入ろうというわけです。法改正と、引き上げ完了の時期にタイムラグがあるので、連続して引き上げを画策していることに国民は気づきにくい。それだけに、年金財政の逼迫を連呼すれば、簡単に洗脳できる」（年金局関係者）

支給年齢を引き上げれば、支払いが減り、手元に残る保険料が増える。その分、年金局や日本年金機構側が、勝手に使えるカネも増えるというわけだ。

'00年の改正では、彼らはまさに、シロアリのように年金保険料に群がった。法改正を周知するパンフレットなど印刷物を、当初、法案の成立予定だった'99年から5年にわたり毎年、大量に購入、ろくに配布することなく、倉庫に積み上げたままだった。

一方で、購入業者などからバックリベートを約7億8500万円受け取り、職員の飲み食いに使っていたのである。

今回、再び、年金の支給開始年齢が引き上げられれば、同じことが繰り返される可能性がある。そうでなくても、年金保険料にたかるのは、彼らの止められない習性だ。

私が、委員を務める社会保障審議会年金事業管理部会は、機構の事業計画を審議する役目を負っている。今年度の新規事業として導入される「TV会議システム」と「TV電話相談」について、私は何度も質問したが、ついぞまともな説明を受けられなかった。

「TV会議システム」は、本部と全国の年金事務所を結び、会議するというものだったが、300以上もの事務所と一斉に会議などできるものなのか。

また、「TV 電話相談」にしても、職員が出張し、年金相談に赴くこと以上の成果が得られるとは、とても思えなかった。まして、これらのシステムにかかるトータル・コストについては、言葉を濁して説明しようとししないのだ。

要するに、効果を期待して導入するのではなく、導入することが目的なのだろう。そして導入の先にあるものについては、これまた機構幹部は一様に口をつぐむのだ。

改めて断るまでもないが、これらの購入財源は、われわれが支払った年金保険料である。その年金保険料は、国民の老後資金であり、ある意味、税金より神聖なお金だ。

その貴重な財源を使いながら、こんなことでは、年金制度への信頼回復など、およそ望むべくもない。

岩瀬達哉(いわせ・たつや)

55年和歌山県生まれ。編集プロダクション勤務を経てフリー。'04年、『年金大崩壊』『年金の悲劇』で講談社ノンフィクション賞受賞。新刊に『ドキュメント/パナソニック人事抗争史』(講談社+α文庫)

年金について、自信を持って答えられますか？

年金の受給はいつからできる？受給額もおさえておこう

2017/05/01 Written by ZUU online 編集部

年金の支給は何歳からか。あなたは自信を持って答えられるだろうか。では、あなたは一体どの年金に加入していて、毎月いくらの保険料を支払っているだろうか。これらを即答できる人は、なかなかいないのが現実である。

「自分の頃には年金はもらえない」という議論はするものの、自分がいくらの年金を受け取ることができるのか、計算をしている人も少ない。今回は、その答えを紹介する。

年金の受給はいつから開始できるのか

老後に決まった金額を受け取る年金を「老齢年金」と言う。老齢年金の中でも、国民全員に加入の義務がある国民年金を、「老齢基礎年金」と呼んでいる。年金制度の中では「1階部分」と呼ばれ、年金制度の基礎部分となる。現在、老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳である。

原則、という場合には例外があるということでもある。実は、老齢基礎年金は60歳からの受給も可能なのである。ただし、受給額は減額されることになるので慎重に判断をする必要があるだろう。例えば、60歳0か月から60歳11か月までの間に、受給を開始した場合には24.5%から30.0%減額されることとなる。減額率の計算は、「0.5% × 繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数」となる。かなりの減額となることが想像できるだろう。

一方、65歳を過ぎて受給を開始する場合（繰り下げ請求）、受給額は増額するのだ。70歳0か月以降に受給を開始した場合には、142%もの増額率となる。つまり、この制度をうまく活用すれば、トータルの年金支給額は大幅に増える可能性もあるのだ。

受給要件について

国民年金（基礎年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納め続けた場合、初めて満額の支給となる。2016年現在の満額は、78万100円である。もし、何かしらの理由により未納期間があったり、免除や猶予を受けていると、満額の支給ではなくなるので注意が必要だ。

現在は、加入期間が合計で25年以上のものが受給資格を有する。改正法の成立により、その期間が10年に短縮されることになった。2017年8月の施行で、10月から新たに約64万人が新たに年金を受け取る見込みである。10年に短縮をされたことにより、受給資格を持たなかった人も対象となる点では、メリットがある。しかし、その場合にはもちろん満額の支給とはならないのだ。

まずは、年金手帳やねんきん定期便などで、保険料が未納になっている期間がないかを確認してほしい。今現在、経済的余裕がなく支払いが難しいという場合には、速やかに免除申請、猶予申請を行うことをお勧めする。

年金の受給はいつからがおすすめ？

先ほど紹介したように、受給開始の時期により支給額は大きく変わる。では、いつからの支給が「お得」なのだろうか。2つの例を挙げてみよう。

例えば、通常であれば65歳から受けとれる年金だが、60歳から繰り上げて受給することも可能だ。早めのリタイアを考えていたり、自身の健康に不安を持つ方には有用な選択肢だろう。だが、一定の割合で減額されるので注意が必要だ。減額の割合は「0.5% × 繰り上げた月数」である。

では、90歳まで生きた場合はどうだろうか。60歳から支給を開始した人の年金受給期間は30年となる。70歳から142%の増額された年金を20年間受け取った場合と比較してみよう。現在の年金額は満額が78万100円であり、60歳からの支給の場合最大30%減額される。

つまり、 $54万6070円 \times 30年 = 1638万2100円$ である。一方、70歳以降に受給を開始した場合、 $78万100円 \times 1.42 \times 20年 = 2215万4840円$ と、かなりの差が生じることがわかるだろう。

自身の寿命を推測することは難しいが、これだけの差が出る。「健康に」「できる限り長生きをする」自信があるのであれば、「70歳以降に受給を開始」するのがお得という結果になる。

いくらもらえる？年金の受給額

続いて、老齢年金支給額の計算方法について紹介する。

何度も登場しているが、現時点での老齢基礎年金の満額は 78 万 100 円だ。

満額（78 万 100 円）に、保険料納付月数 +（全額免除月数 × 8 分の 4 + 4 分の 1 納付月数 × 8 分の 5 + 半額納付月数 × 8 分の 6 + 4 分の 3 納付月数 × 8 分の 7）を 40 年（加入可能年数）× 12 で割れば、あなたの年金支給額を算出することができる。

この計算からもわかるように、老齢基礎年金はとにかく加入期間を最優先事項にしている。未納期間は一切カウントされない。支払いができない場合でも免除、猶予申請を行うことで、期間に算入できることに加え、その内容に応じた割合で支給を受けることができるのだ。

ただし、満額は今後変更になる可能性もあるため、参考程度にしてほしい。また、先述の通り、60 歳から繰り上げ受給、繰り下げ受給をした場合は増減がある。それらの制度を利用する場合には、この計算によって導き出された金額にさらに一定割合を掛けることになる。

年金手帳を用意

今回は、国民年金（基礎年金）を中心に紹介してきたが、その他に厚生年金、共済年金、企業年金など、個人によって加入状況は様々であり、その計算方法も異なっている。まずは、年金手帳を手元に用意し、自身の加入している年金はどのようなものなのか、これを機に徹底的に調べてみてはどうだろうか。

年金における扶養の定義と条件

年金における扶養とは？扶養となるための条件などを解説

2017/04/01 Written by editor215

年金に関する書類やサイトを見ると頻繁に「扶養」という文字が出てくる。一般的に扶養というと子どもや配偶者を養ったり世話をしたりすることを指すが、年金における扶養とはどういった意味を持つのであろうか。年金における扶養の意味、また、扶養となるための条件について解説する。

国民年金に扶養はない？

20 歳以上の国民が加入することになる国民年金には、扶養という概念はない。たとえ何ら収入も得ていなくても、被保険者である本人が保険料を支払うことになっているので、扶養したり扶養されたりというケースが生じないのだ。

20 歳以上であっても何らかの理由で保険料を支払えないときは、年金事務所等に申請して

承認が得られた場合、年金保険料の支払いが一部～全額免除される。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料の未納分は、猶予を受けた期間の翌年度から起算して2年以内であれば追納加算額なしで、10年以内であればその経過期間に応じた追納加算額をプラスすることで、追納（後払い）することができる。

厚生年金における扶養の条件とは

扶養となる条件

一方、厚生年金には扶養の概念がある。厚生年金では扶養は満20歳以上60歳未満の配偶者に限定される。満20歳以上60歳未満の配偶者であって、厚生年金に加入しておらず、年間収入が130万円未満の場合は、「国民年金第3号被保険者」の資格を備えていることになり、自分自身で国民年金保険料を支払う必要がなくなる。

扶養から外れる条件

ただし、2016年10月以降は、年間収入106万円以上の配偶者が次の5つの条件を満たす場合は、自身の年収が130万円未満であっても厚生年金被保険者となり、収入が多いほうの扶養家族にはなれないことになった。

- ・従業員数501人以上の企業に勤めている。
- ・週に20時間以上勤務している。
- ・1年以上勤務することが見込まれている。
- ・賃金月額が8万8000円以上である。
- ・学生ではない。

結婚の際にやるべきことは

では、具体的に、結婚によって第2号被保険者（厚生年金や共済組合に加入している人）の被扶養者として、第3号被保険者になるためには、どのような手続きをする必要があるのだろうか。

1. 被扶養者となる配偶者が国民年金第1号被保険者の場合

国民年金第1号被保険者（厚生年金には加入しておらず、自分自身で国民年金保険料を支払っている人）が被扶養者になる場合は、まず、

- ・国民年金の名前と住所の変更手続きをする。
- ・配偶者の勤務先の事業主もしくは事務担当者に「国民年金第3号被保険者該当届け」を提出する。

同時に以下の書類が必要となる。

- ・国民年金第3号被保険者になる人の年金手帳と配偶者の年金手帳
- ・配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにできる書類

2. 被扶養者となる配偶者が厚生年金被保険者の場合

結婚を機に仕事を辞め、専業主婦・主夫となる場合には、まず、

- ・加入している厚生年金の住所と名前を変更する。
- ・その後、事業主から新しい住所と名前が記された年金手帳を返却してもらい、扶養する配偶者（厚生年金被保険者）の勤務先の事業主もしくは事務担当者に「被扶養者異動届け」を提出する。

同時に以下の書類が必要となる。

- ・生計を同一にすることを示す婚姻届
- ・退職するほうの配偶者の事業主から返却された年金手帳などの書類

必要とされる書類やフォームが事業所によって異なるので、必ず扶養する側の配偶者の勤務先の事業主もしくは事務担当者に尋ねよう。

扶養になると何が変わるの？

第 2 号被保険者の被扶養者になると、自分自身の国民年金保険料を支払わなくても、国民年金の保険料を支払ったとみなされるので、国民年金第 3 号被保険者の期間が 25 年以上を超えると、老齢基礎年金を受け取ることができる。

また、結婚前に国民年金第 1 号被保険者であった場合や厚生年金被保険者であった場合は、その期間もプラスして年金受給額が決定される。

一方、配偶者を扶養する側にとって、扶養することで何か変化はあるのだろうか。実際のところ、国民年金の場合は世帯人数によって保険料が変わるが、厚生年金保険料は扶養家族がいても額が増えるわけではない。また、将来受け取る厚生年金額にも影響はない。

老齢厚生年金は老齢基礎年金（国民年金）にプラスされて支払われるものであるので、65 歳（基本的には 65 歳。60 歳～70 歳の間の好きな時期から受給開始できる）になるとこれまでの収入に応じた年金が支払われることになるのだ。

厚生年金加入の枠拡大は得なのか

2016 年 10 月から、一定条件を満たす場合は、年収 106 万円以上から厚生年金に加入することになった。厚生労働省では、これまで国民年金第 3 号被保険者であった人が厚生年金に加入することで、将来受け取れる年金額が増えると述べている。

確かに厚生年金に加入すれば国民年金にプラスした額を受け取れるが、その分、今までは支払う必要がなかった保険料を支払わなくてはならないという金銭的デメリットが発生してしまう。収入によってどちらが得かが変わってくるため、各自、しっかりと保険料について検証することが必要となるだろう。

